

# 職業訓練の訓練課程

職業訓練の訓練課程は、「職業能力開発促進法」及び「職業能力開発促進法施行規則」により、次表のとおり定められています。

## ■職業訓練の訓練課程

種類	訓練課程	訓練期間 (総訓練時間)	対象者	県内施設 (○県 ■機構)	概要
普通職業訓練	普通課程	2年〔～4年〕 <sup>※1</sup> (2,800時間以上) <sup>※2</sup>	中学校 卒業者 <sup>※3</sup>	○富山県技術専門学院 ・普通訓練課(本校) 《高卒2年訓練を実施》	将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得を目的とした長期間の課程
		1年〔～4年〕 <sup>※1</sup> (1,400時間以上) <sup>※2</sup>	高等学校 卒業者 <sup>※3</sup>		
普通職業訓練	短期課程	6ヶ月以下〔～1年〕 <sup>※1</sup> (12時間以上)	離職者等	■富山職業能力開発促進センター 【ポリテクセンター富山】	職業に必要な技能(高度の技能を除く。)及びこれに関する知識の習得を目的とした短期間の課程
			在職者等	○富山県技術専門学院 ・短期訓練課、企画管理課(本校) ・新川センター(分校) ・砺波センター(分校)	
高度職業訓練	専門課程	2年〔～3年〕 <sup>※1</sup> (2,800時間以上) <sup>※2</sup>	高等学校 卒業者 <sup>※3</sup>	■北陸職業能力開発大学校 【北陸ポリテクカレッジ】	将来職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得を目的とした長期間の課程
	応用課程	2年〔～4年〕 <sup>※1</sup> (2,800時間以上) <sup>※2</sup>	専門課程 修了者 <sup>※3</sup>		将来職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得を目的とした長期間の課程
	専門短期課程	6ヶ月以下〔～1年〕 <sup>※1</sup> (12時間以上)	在職者等	■富山職業能力開発促進センター 【ポリテクセンター富山】	職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識の習得を目的とした短期間の課程
	応用短期課程	1年以下 (60時間以上)		《県内に実施施設なし》	職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識の習得を目的とした短期間の課程

※1 〔～〇年〕の期間内で運用することができる。

(職業能力開発促進法施行規則第10～15条)

※2 1年につき概ね1,400時間

※3 これと同等以上の学力を有すると認められる方を含む